

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和2年3月4日（水）

福 祉 基 盤 課

# 目 次

重点事項	頁
1 社会福祉法人制度改革について	1
2 (1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について	5
(2)社会福祉施設等の被災状況の把握について	6
(3)社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について	6
(4)社会福祉施設等における津波対策について	7
(5)社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	7
(6)社会福祉施設等における長寿命化計画(個別施設計画)について	7
(7)福祉サービス第三者評価事業について	8
(8)社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について	8
3 独立行政法人福祉医療機構について	8

連絡事項	頁
第1 社会福祉法人制度改革について	
1 社会福祉法人制度改革について	9
2 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」について	17
3 その他	18
第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	
1 災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置について	21
2 社会福祉施設等の被災状況の把握について	22
3 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備及び給水設備の予算について	24
4 社会福祉施設等の耐震化の推進について	25
5 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について	26
6 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	27
7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	28
8 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について	29
9 社会福祉施設等におけるインフラ長寿命化計画(個別施設計画)について	29

第3	社会福祉施設等の運営等について	
1	福祉サービス第三者評価推進事業について	31
2	福祉サービスに関する苦情解決の取組について	32
第4	感染症の予防対策について	
1	今冬のインフルエンザ対策について	33
2	新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応	33
3	ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	34
4	社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について	36
第5	独立行政法人福祉医療機構について	
1	福祉貸付事業について	37
2	福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について	40
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	42
4	福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	43
5	社会福祉振興助成事業について	44

## 参考資料

1	経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について	45
2	令和元年度(12月1日時点)会計監査人設置状況調査	45
3	小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業	46
4	【新旧対照表】社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について(通知)	47
5	地域における公益的な取組に関する委員会 報告書(概要)	48
6	社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度運用スケジュール(全体イメージ)	50
7	現況報告書等の集約結果について	51
8	社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書(概要)	52
9	社会福祉連携推進法人の創設(案)	52
10	小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	53
11	都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況	54
12	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について(事務連絡)	55
13	第三者評価の受審数等の状況	58
14	都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数	61

# 重 点 事 项

# 1. 社会福祉法人制度改革について①

## (1) 現状・課題

- 平成28年の社会福祉法の改正(※)もあり、社会福祉法人の公益性・非営利を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められている。  
((※)「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年3月31日公布・平成29年4月1日施行))
- 本制度改革からまもなく4年が経過する中、制度の定着を図るとともに、改正法の附則(検討規定)を踏まえ、施行の状況等を把握する必要がある。

## (2) 依頼事項①

- 評議員の経過措置期間が満了となる本年3月末までの間に経過措置を適用している全ての法人が評議員を確保できるよう、引き続き、法人に対して支援いただきたい。
- 社会福祉充実残額について、令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。  
※令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正を行った上で、建設工事費デフレーター値を更新するなどの変更を行う予定である。  
また、令和元年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いしたい。

# 1. 社会福祉法人制度改革について②

## (2) 依頼事項②

- 「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人に、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されているところである。  
社会福祉法人の責務である、「地域における公益的な取組」の実施を推進していただきたい。自治体からも地域のニーズを社会福祉法人に情報提供していただきたい。その際、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用をさらに促進していただきたい。  
(例) 種別を超えた相談支援 災害対応 人材確保  
また、「地域における公益的な取組」を実践している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。
- 「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を5月又は6月頃に予定しているので、研修会への関係職員の派遣について格段の配慮をお願いしたい。
- 会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、実施していただくこととしているが、例年、これらの支援に該当しない内容について、誤って記載する法人も多いことから、現況報告書への適切な記載について、指導されたい。
- 電子開示システムについて、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」も適宜御確認いただき、本システムによる届出の推進に対して来年度も引き続き、御理解、御協力をお願いしたい。
- 社会福祉法人への寄附については、税制優遇が認められているところであり、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いしたい。
- 今般、「社会福祉連携推進法人」の創設等を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出する予定であり、今後の動向にご留意いただきたい。

# 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の取組状況等について

## <制度改革の主な内容>

## <取組の状況>

### 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置 等

- 経過措置期間満了(令和2年3月31日)までの評議員の確保に向けた支援策等の周知
- 会計監査人の設置については、収益30億円/負債60億円超の387法人において設置済み(令和元年12月調査時点)

### 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記 等

- 電子開示システム等を通じ、計算書類等の公表等を推進
- 20,713法人(99.2%(登録法人数:20,883法人に対する割合))が電子開示システム等を通じた届出を行っている(令和元年度11月末時点)

### 3. 財務規律の強化

- 社会福祉充実財産の計画
- 社会福祉充実計画の策定 等

- 社会福祉充実計画策定状況等調査により、社会福祉充実計画の策定状況等について把握
- 2,192法人(約11%)で策定され、充実財産の総額は約4,939億円(平成30年度調査時点 ※令和元年度調査は現在集計中)

### 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 責務規定の法定化と取組の普及

- 地域における公益的な取組に関する実践事例の収集・分析等を行い、現場への周知等を実施(平成30年度)
- 引き続き、取組状況に関する実態把握等により、地域における公益的な取組の更なる推進を図る

### 5. 行政の関与の在り方

- 法人監査のルールの特化(ガイドラインの策定・公表と、継続的な見直し) 等

- 指導監査要綱等について、昨年6月に、東京で説明会を開催(毎年開催)
- 現場の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、所轄庁等から意見を聴取し、改善を図る

## 経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について

### 【調査対象と有効回答数】

(調査対象)平成31年4月1日時点評議員6人以下法人  
(有効回答)4,466法人/4,800法人(93.0%)

### ①令和元年12月1日時点で評議員6人以下の法人4,374法人の評議員確保に向けた状況等についてとりまとめた

有効回答の中には、「経過措置の対象となっていない法人(92法人)」が含まれていたため、これをのぞいている。

### ②評議員確保に向けた計画について

評議員の選任完了時期(予定)		
1. 既に選任済み	472	10.8%
2. ~令和元年12月	87	2.0%
3. 令和2年1月~令和2年3月	3,667	83.8%
4. 令和2年4月以降	148	3.4%

経過措置満了時まで選任を完了する法人は **96.6%**

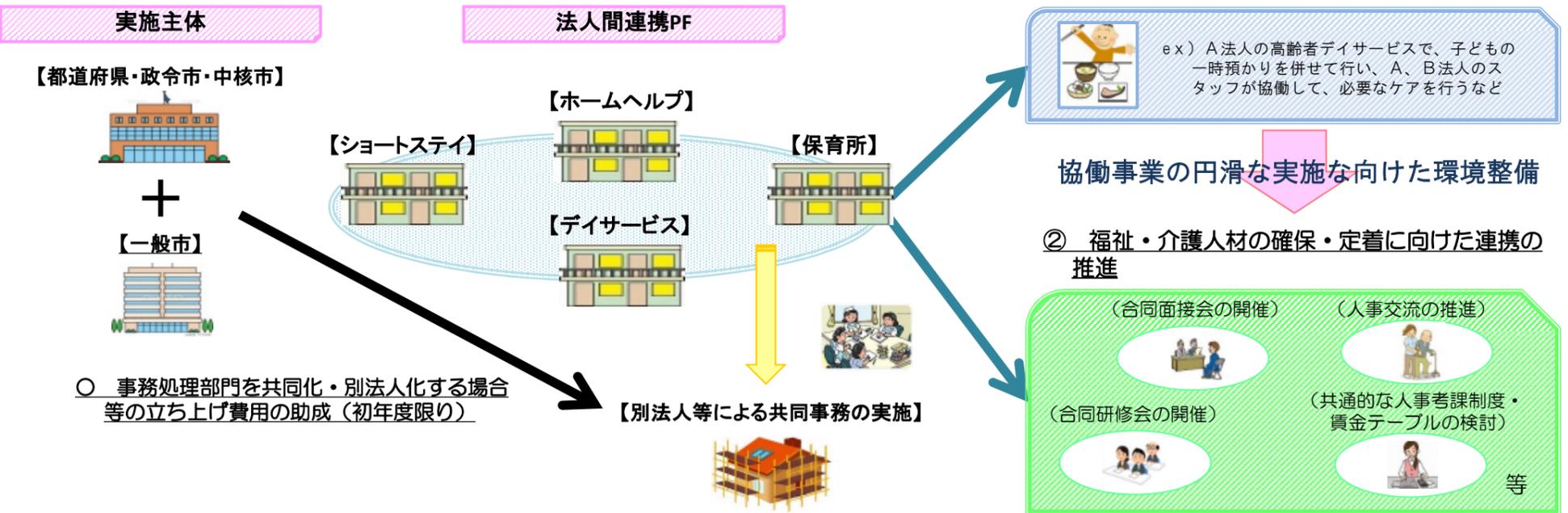
「4.令和2年4月以降」としている148法人のうち、  
・解散等により選任不要:3法人  
・令和2年4月1日で選任:8法人  
・令和2年定時評議員会で選任:20法人  
・選定中、選任完了時期が未定:117法人  
となっている。

# 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」

【要旨】 〔令和2年度予算額(案)：1,228,180千円（1,228,180千円）（（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）〕

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
- 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
- このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
- また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- なお、令和元年度予算においては、本事業の一層の推進を図りつつ、小規模法人等における経営効率化、人材の確保・定着を促進する観点から、実施主体の拡大や取組内容の充実等事業内容の拡充を図る。

## 【事業内容】



## 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2020年度 運用スケジュール（全体イメージ）

区分	2020年																																					
	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月							
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下					
社会福祉法人										入力シートのダウンロード(4月1日～)																												
										入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月30日)																												
所轄庁										法人基本情報の更新及び確定(1月20日～2月28日)																												
										事務処理用メールアドレスの更新(1月20日～2月28日)																												
										計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(2月中旬)																												
都道府県										事務処理用メールアドレスの更新(1月20日～2月28日)																												
										計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(2月中旬)																												
福祉医療機構										データ更新等～3月31日																												
										集約結果の公表(2月中を予定)																												
										現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～10月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]																												

# 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合の寄附金控除制度について

## 1. 寄附金控除の取扱い

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合、所得控除と税額控除（2. の要件を満たす法人に限る）のいずれかを選択適用することが可能。

### <所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円  
を**所得から控除**

または

### <税額控除の場合>

（寄附金額 - 2千円） × 40%  
を**所得税額から控除**（所得税額の25%が限度）

※平成23年分以後の所得税について適用

## 2. 税額控除の対象となるための要件

税額控除の対象の法人となるには、以下の要件を満たして、所轄庁の証明を受ける事が必要。

### 要件1

#### 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サービス・テストと同等の要件

- ・寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上（※）又は
- ・総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上

および

### 要件2

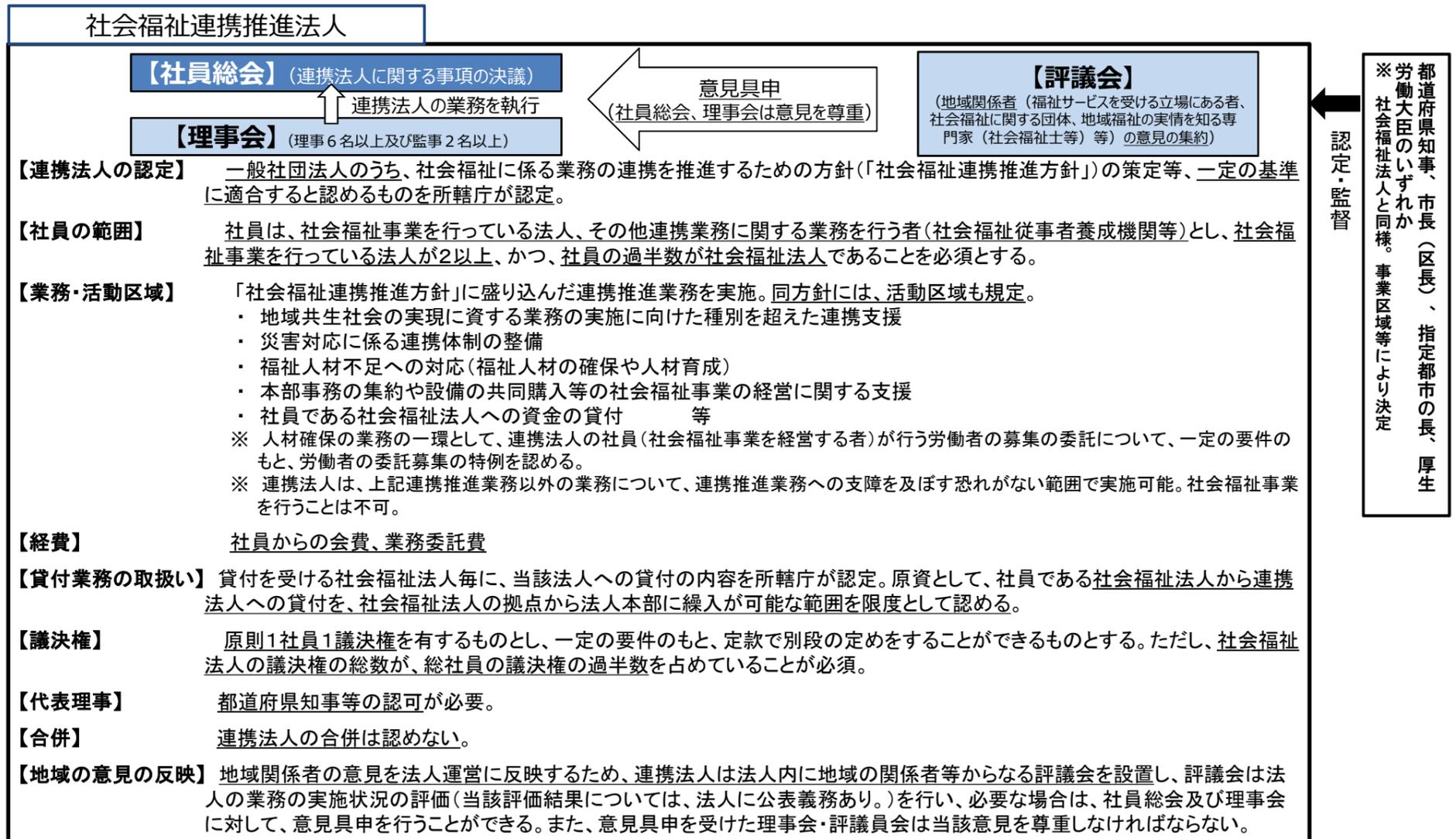
#### 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

- ・事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等

（※）一定の要件を満たす場合にあっては、租税措置法施行令に規定する算定式に基づき緩和（最大10人以上にまで緩和。）

## 社会福祉連携推進法人の創設(案)

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」等に加え、社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。



## 2. (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

### (1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークの構築は37都府県、災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置は26府県(活動実績があるのは12府県)に留まっている。

### (2) 令和2年度の取組

- 「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の活用等を通じて、全ての都道府県において、災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置を目指す。

### (3) 依頼事項

- **全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置に向け、未構築等の都道府県におかれては、令和2年度中の取組をお願いしたい。**なお、令和2年度予算案で拡充した「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の積極的な活用も併せてお願いする。

## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは37都府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは26府県(うち活動実績があるのは12府県)

※ 「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)		石川県	○		岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	○
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	◎	滋賀県	○	年度内設置予定	佐賀県	来年度構築予定	来年度設置予定
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	○	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○		島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験がある。

## 2. (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

### (1) 現状・課題

- 大規模災害が多発する中、社会福祉施設等の被災状況をより迅速に把握することが強く求められている。そのために平時における準備を十分に行う必要がある。

### (2) 令和2年度の取組

- 大規模災害の発生に備え、平時の段階から社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握できる体制の構築を推進する。

### (3) 依頼事項

- 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握・報告は可及的速やかに行われるよう、体制も含めて再点検願いたい。
- 被災状況の把握に当たっては、停電等により連絡手段が途絶される場合に備え、携帯電話の把握、職員巡回による確認など、情報伝達の方法を施設側等とあらかじめ整理いただきたい。(施設リストの更新を依頼する予定(提出期限:令和2年4月末))
- 令和元年度補正予算において、災害時の社会福祉施設等の被災情報等を迅速に把握・共有するシステムを構築する予算を計上し、今後、システムを構築する予定。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中である。

## 2. (3) 社会福祉施設等の水害・土砂災害対策の徹底について

### (1) 現状・課題

- 水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)では、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(学校、医療施設、社会福祉施設等)の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。
- 土砂災害防止法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な13,741施設のうち36.1%(4,958施設)でしか計画が作成されていない。(平成31年3月31日時点)
- 水防法における避難確保計画の作成は、法律の義務にもかかわらず、計画作成が必要な67,901施設のうち35.7%(24,234施設)でしか計画が作成されていない。(平成31年3月31日時点)

※避難確保計画の作成状況は以下の国土交通省のホームページを参照。

<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>

### (2) 依頼事項

- 各都道府県等におかれては、砂防部局や市町村と連携して、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル(平成29年6月厚生労働省・国土交通省)」を参考に、計画未作成施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただき、全ての社会福祉施設等において避難確保計画が作成されるようにされたい。

## 2. (4) 社会福祉施設等における津波対策について

### (1) 現状・課題

- 津波防災地域づくり法に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

### (2) 依頼事項

- 「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について(周知及び指導・助言依頼)」(令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)も参考に、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いする。

## 2. (5) 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について

### (1) 現状・課題

- 災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要。
- このため、災害等社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」(BCP)を策定することが有効であると考えられるが、特定分野における事業継続に関する実態調査(平成25年8月内閣府防災担当)によれば、福祉施設におけるBCPの策定率は4.5%と低調。

### (2) 依頼事項

- 今年度、厚生労働省の社会福祉推進事業において、「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」を実施しており、BCPの策定状況等の実態調査とともに、調査研究の成果としてBCPの作成様式を提供する予定であるので、これも活用し、社会福祉施設等のBCPの策定を促していただきたい。

## 2. (6) 社会福祉施設等における長寿命化計画(個別施設計画)について

### (1) 現状・課題

- 厚生労働省では、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」(平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ)により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」(以下「個別施設計画」という。)の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを目標として掲げている。
- 一方、公立の社会福祉施設等の個別施設計画については、平成31年3月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にある。

### (2) 依頼事項

- 厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引(「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」について(令和元年12月27日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知))を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。
- その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

## 2. (7) 福祉サービス第三者評価事業について

### (1) 現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているが、都道府県別の受審件数にはバラツキが見られる。

### (2) 依頼事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**

## 2. (8) 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

### (1) 現状・課題

- 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、風邪や季節性インフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を絶つことが重要。

### (2) 依頼事項

- 厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関するQ&Aをはじめ、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安、啓発資料、厚生労働省から発出した通知などを随時更新し掲載しているため、こちらで**最新の情報を入手するよう努めていただきたい。**

(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## 3. 独立行政法人福祉医療機構について

### (1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

### (2) 令和2年度の取組

- 令和2年度予算（案）においては、「経済政策運営と改革の基本方針2019」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定。

《貸付条件の改善内容》

- ① 新規事項
  - ・ **自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）**（令和元年度補正予算にて対応）  
▽自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を95%（施設本体を含む）とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子
  - ・ **老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充**  
▽特別養護老人ホーム（定員30人以上の施設に限る。）、介護老人保健施設及び介護医療院については、貸付利率を基準金利と同率
  - ・ **まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充**  
▽都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30年以内（3年以内））
  - ・ **日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設**  
▽社会福祉法人のほか、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人を融資対象とする
  - ・ **児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充**  
▽児童養護施設、乳児院（小規模かつ地域分散化を図るための整備に限る。）については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30年以内（3年以内））
- ② 継続事項
  - ・ **アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置**  
▽優遇期間を令和2年度まで延長  
（融資率：75～80%、貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%）

### (3) 依頼事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

# 連 絡 事 項

# 第 1 社会福祉法人制度改革について

## 1 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

- ・ 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）
- ・ 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）
- ・ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）
- ・ 地域における公益的な取組の責務化
- ・ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において以下の（１）～（８）に関して、必要な取組を進めていただきたい。

### （１）令和元年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置により、令和 2 年 3 月末までの間、4 名以上としてきたところである。所轄庁においては、令和元年 6 月 13 日事務連絡「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置が適用されて

いる小規模法人における評議員確保に向けた取組について」により、各地域の社会福祉協議会と連携して経過措置適用法人からの相談に応じる等、評議員の確保に向けた支援を行っていただいていることに対し、感謝申し上げます。

一方で、参考資料1のとおり、調査対象で回答のあった法人のうち4,226法人（96.6%）が評議員の選任を完了する時期を3月末までとしている一方、148法人（3.4%）が4月以降と報告されている。

ついでには、本年3月末の経過措置期間の満了までの間に経過措置を適用している全ての法人が評議員を確保できるよう、引き続き、法人に対して支援いただくともに、経過措置期間の満了までの間に評議員を確保できなかった法人に対する適切な指導をお願いする。

## （2）会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

令和元年度においては、参考資料2のとおり、特定社会福祉法人については387法人、会計監査人の設置義務のない法人については113法人が設置済みとなっている（令和元年12月1日調査時点）。

なお、会計監査人の設置による効果や導入する場合の課題等について、

① 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人  
② 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人  
を対象とした調査を実施しており、平成31年4月に調査結果の概要を、令和元年8月に調査結果の全体を周知しているので、必要に応じ、御参照いただきたい。

## （3）「小規模法人の財務会計に関する事務処理体制強化研修事業」の実施

令和2年度予算（案）において、「小規模法人の財務会計に関する事務

処理体制強化研修事業」(予算額(案):6,740千円)として、小規模法人における経理事務処理体制等の強化を図るため、小規模法人の担当者等を対象に研修を実施することとしている。(参考資料3)

研修の日程や内容等の詳細は今後検討の上、お知らせする予定であるので、御了知の上、管内の市区及び法人等に対する周知に御協力をお願いしたい。

#### (4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第55条の2の規定に基づき、社会福祉法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

令和元年度における計画策定状況等について現在集計中であり、追ってお知らせするので御了知いただきたい。

令和2年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、令和2年6月30日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、令和元年度決算の見込みを踏まえつつ、令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

※ 令和2年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、年度内に「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正を行った上で、建設工事費デフレーター<sup>①</sup>の値を更新するなどの変更を行う予定である。

併せて、令和元年度以前に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

一方、社会福祉充実計画の効果や課題を把握することを目的として、昨年実施した調査において、

- ① 少なくとも 72 法人において、「サービス向上に当たらない既存建物の修繕等に社会福祉充実残額を充当していると思われる社会福祉充実計画」があること
  - ② 社会福祉充実残額の規模が大きい法人ほど充実残額が減少していない傾向にあること
- が判明した。

これを受けて、厚生労働省では、以下のとおりの取組を行ってきたところである。

①について、令和元年 12 月 20 日事務連絡「社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実財産の使途に係る指導等について（依頼）」により、該当法人の所轄庁において、訪問等により実態把握を行っていただいたところ、上記に該当する不適切な計画となっていた法人が、令和 2 年 1 月末時点で 12 法人見受けられた。

該当法人の所轄庁においては、適切な計画となるよう、当該法人に対し、社会福祉充実計画の変更等を指導していただくようお願いする。

また、社会福祉充実残額の使途の適正化を徹底するため、「社会福祉法第 55 条の 2 に規定に基づく、社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の一部改正を予定しており（参考資料 4）、年度内に発出する予定であるので、御了知願いたい。

②について、令和元年 12 月 20 日事務連絡「社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実財産の使途に係る実態調査について（依頼）」により、充実残額が 5 億円を超える 237 法人に対し、該当法人の所轄庁（20 億円を

超える 24 法人においては福祉基盤課職員も同行) において、「充実財産未充当額がある法人や計画期間が 5 年を超える法人について、その合理的理由」や「地域公益事業を実施していない場合の理由」等をヒアリングしていただき、現在、結果の取りまとめを行っているところである。

今後、取りまとめ結果を踏まえ、社会福祉充実計画をより適正に運用するために必要な方策を検討していくこととしているので、御了知願いたい。

#### (5) 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) によりお示しをしているところである。

また、平成 30 年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」(地域における公益的な取組に関する委員会) において、好事例等を掲載した報告書が公表されているところである。(参考資料 5)

所轄庁におかれては、本通知の趣旨や本報告書を踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、好事例を周知することなどを通じて、法人が積極的に「地域における公益的な取組」を実施するよう、取組の促進をお願いしたい。

また、「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されるため、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導されたい。

## (6) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、「社会福祉法人指導監査実施要綱等に関するアンケート調査について（依頼）」（令和元年12月25日付け社会・援護局福祉基盤課事務連絡）でお伝えしたように、今般、当該通知の改正に向けた検討を行うための意見を聴取させていただいているところであり、御協力をお願いしたい。

今後とも、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、来年度においても、今年度に引き続き、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、「指導監査実施要綱・ガイドライン」に関する研修会の開催を5月又は6月頃に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。なお、詳細は追ってお示しする。

## (7) 会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

- ① 将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受けける支援
- ② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」
- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受けける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各所轄庁におかれては、管内の法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

なお、これらの実施状況については、現況報告書に記載することとしているが、例年、これらの支援に該当しない内容について、誤って記載する法人も多いことから、現況報告書への適切な記載について、指導されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

## (8) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成29年4月1日に施行された法第59条の2第5項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、平成29年6月からシステム運用を行っているところである。

電子開示システムについては、令和元年11月30日現在で、20,883法人が登録し、そのうち、20,713法人（99.2%）が本システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度（98.6%）よりも本システムの活用が進んでおり、本システムによる届出の推進に対して御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各所轄庁、各法人に対して既に別途連絡しているが、現段階では、4月1日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定である。併せて、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」も適宜御確認いただき御対応いただきたい。（参考資料6）

また、現況報告書等の提出期限である6月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていただきたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらの活用をお願いします。

今後、参考資料7のように、令和元年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果を電子開示システムにおいて掲載するので参考とされたい。また、各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容をCSVデータでダウンロードすることができる機能も用意しているので、併せて法人運営の分析等に活用されたい。

電子開示システムについては、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図りつつ、国民にインターネット等を通じて、国民がアクセスのしやすい形で、迅速に情報提供できるようにするといった趣旨であることを踏まえ、電子開示システムによる届出の推進や、国民に正確な情

報開示を行う観点から届出内容の確認等について、引き続き御協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

## **2 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」について**

今後の人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化の中で、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。こうした現状に対し、社会福祉法人が、今後も、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、高まる地域の期待や役割等に応じていくためには、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働化が進められる環境整備が重要である。

こうしたことから、平成 31 年 4 月から、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開催し、同年 12 月 13 日に報告書を公表した。報告書では、社会福祉法人の連携・協働化を推進する手法として、

- ① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携
- ② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設
- ③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備が挙げられた。(参考資料 8)

報告書で指摘された内容を踏まえ、「社会福祉連携推進法人」の創設(参考資料 9)など、所要の法的措置に向けた作業を進めるとともに、以下の(1)～(3)に関して取組を進めることとしているので、適切な対応をお願いしたい。

### **(1) 希望する法人向けの合併等ガイドラインの策定**

社会福祉法人の数は約 2 万法人であるのに対し、合併認可件数は、年間 10～20 件程度で推移している。所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の事例の収集等を行うなど、これらを希望する法人向けのガイドラインの策定を進めており、策定が完了次第、周知することとしているので、御了知願いたい。

## (2) 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」について

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（令和2年度予算額（案）：1,228,180千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成30年度に創設し、令和元年度において、実施主体に一般市区を追加するなどの事業の拡充を図ったところであるが、令和2年度においても、これを継続することとしている。（参考資料10）

各自治体におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業の一層積極的な活用をお願いします。

## (3) 「社会福祉法人会計基準」について

「社会福祉法人会計基準検討会」において、法人の組織再編に関する会計処理等について検討を行っており、検討状況等を踏まえ、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）等の一部改正を予定しているため、御承知置きいただきたい。

## 3 その他

### (1) 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額30万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の1/5以上等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は厚生労働省HP

( [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikat\\_suhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html)) を参照のこと。)

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についても願います。

なお、休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施する法人については、令和2年度税制改正の大綱に基づき、一部要件が改正される予定である。

<参考> 令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）抄

一 個人所得課税

3 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

(1) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

③ いわゆるパブリック・サポート・テスト要件について、総収入金額及び受け入れた寄附金の額の総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額を除外する。

④ その他所要の措置を講ずる。

## (2) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、昨年に審査団による訪日審査が実施され、今年の夏頃に審査報告書が公表される予定である。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

また、海外事業は、マネーロンダリング・テロ資金供与といった観点から危険度の高い取引が行われる可能性が高まることを踏まえ、海外事業を行う法人の指導監査においては、その内容や実態を把握していただきたい。

## 第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### 1 災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置について

災害福祉支援ネットワークについては、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、令和2年1月末現在、37都府県においてネットワークが構築、DWA Tの設置は26府県に留まっている。（参考資料11）

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。

令和元年台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チーム（DWA T）が、長野県においては、長野県の要請を受けた群馬県のDWA Tが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げたところである。

今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、今般の群馬県のような都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

厚生労働省においては、全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、

「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築やチームの構成員に対する訓練等の経費について補助を行っており、令和2年度予算（案）では、広域的な連携体制や保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築等も行う場合には、補助上限額を倍以上に引き上げ（150万円→325万円）しており、災害時の福祉支援体制の整備を推進していくこととしている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行

われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組を令和2年度中には完了していただくようお願いする。また、今年度から実施している「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託）には全都道府県が参加いただいているが、研修の成果を災害派遣福祉チームの組成・派遣に役立てていただきたい。また、令和2年度も研修会を実施する予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

(参考1)

#### 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
  - ※次の（1）及び（3）の事業それぞれ上限150万円。
  - 次の（1）の実施に併せて（2）のいずれかの事業を実施する場合、上限325万円
- 事業内容：
  - （1）基本事業
    - ① ネットワーク事務局の立ち上げ・運営
    - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
    - ③ ネットワークの普及・啓発
    - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
    - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
  - （2）連携体制充実事業
    - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
    - ② 受援体制の検討・構築
    - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
    - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
    - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
    - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
  - （3）体制強化事業（1回限り）
    - ① 災害派遣福祉チームの派遣調整、指揮命令等を行うネットワーク本部の検討・構築
    - ② 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

## **2 社会福祉施設等の被災状況の把握について**

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇児発0220第2号、社援発0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）に基づき、都道府県、

指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。都道府県等におかれては、必要な支援を迅速に行うためには、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。さらに、社会福祉施設等で停電が発生した場合には、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、昨年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末）であるので、期限までの提出をお願いしたい。

また、災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築することとし、令和元年度補正予算において3.5億円を計上しているところであり、今後、国においてシステムを構築する予定である。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中であるので、あらかじめ御承知いただきたい。

(参考2)

(社会福祉施設等の災害時情報共有システムの整備)

令和元年度補正予算 3.5億円

災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

### 3 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備及び給水設備の予算について

昨年、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、第19号、第21号など、広域かつ甚大な被害をもたらした多くの豪雨災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、停電・断水により、ライフラインが長期間にわたって途絶するなどのインフラの毀損による二次被害が生じた。

このような社会福祉施設等に関するインフラ対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算において、所要の財源を確保しているところである。

また、令和元年度補正予算では、災害時の拠点等（福祉避難所）となる社会福祉施設（入所施設）に対して、新たに停電・断水に対応できる非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援するため所要の財源を確保したところである。さらに、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資を引き続き実施するとともに、非常用自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る融資条件の優遇措置（減災・防災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）を令和元年度補正予算において新たに実施することとしている。各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考3)

(社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等)

令和元年度補正予算 95億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、要配慮者の入所する高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等を推進する。

(参考4) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設 (入所)
融資率	(通常) 70～80% → (耐震化・スプリンクラー等) 95% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 基準金利同率 (措置期間中無利子) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

<新規事項>

○ 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設 (防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充) (令和元年度補正予算 (案) にて対応)

\* 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を95% (施設本体を含む) とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子

#### 4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果 (厚生労働省ホームページ:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html) 参照) によれば、平成29年3月時点の耐震化率は90.3% (20.0万棟/22.2万棟) であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、令和元年度末時点について調査する予定であるので、引き続き御協力をお願いする予定である。また、平成31年3月末時点の耐震化状況については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表を行う予定である。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率について、2020年度までに約95%まで向上させることを達成目標としている。

## **5 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について**

### **（1）土砂災害対策**

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付関係省庁担当課長通知※）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところであるが、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成29年5月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所

に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているため、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等適切な対応をお願いします。

※ 平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知

## （２）津波対策

津波対策については、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第 54 条第 4 項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年 6 月 17 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にしながら、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いします。

## 6 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断さ

れ、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点から、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（BCP）を策定することが有効であると考えられるが、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によれば、福祉施設におけるBCPの策定率は4.5%と低調になっていることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定について、勧奨をお願いしたい。

BCPの策定に当たっては、北海道胆振東部地震による大規模停電等を踏まえ発出した「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知）における点検項目なども参照していただきたい。（参考資料12）

また、現在、厚生労働省の社会福祉推進事業において、「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」を実施しており、BCPの策定状況等の実態調査とともに、調査研究の成果としてBCPの様式を今後提供する予定であるので、これも活用し、社会福祉施設等のBCPの策定を促していただきたい。

## **7 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について**

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成28年12月1日時点）については、平成30年3月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

※ 平成30年12月1日時点のアスベスト使用実態調査の公表については、結果がとりまとめり次第公表する予定である。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引

き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

(参考5) 独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

社会福祉施設	
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

## **8 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について**

社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用について配慮をいただきたい。

また、木材利用の積極的活用を図るものを社会福祉施設等施設整備補助金等では優先的に採択することとしているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの活用について改めて周知していただくよう御協力いただきたい。

## **9 社会福祉施設等におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）について**

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されたところである。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成29年3月23日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和2年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を2020年度末までに100%とすることを目標として掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の個別施設計画については、平成 31 年 3 月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知））を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

## 第3 社会福祉施設等の運営等について

### 1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど一部改正を行っている。また、内容評価基準については、平成30年9月に新たに救護施設に係る基準を制定している。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただきたい。

さらに、令和元年度から認証機関は更新制となり、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、更新時研修の実施について引き続き遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。

なお、今年度中に、「保育所における第三者評価の実施について」、「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」、「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」は、保育所保育指針の改定内容や平成30年3月に改正した共通評価基準の内容が一部反映されていないことから一部改正を行う予定であるので御承知おきいただきたい。（参考資料13）

《参照通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」  
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「保育所における第三者評価の実施について」  
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
(平成 30 年 3 月 26 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
(平成 30 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「救護施設における第三者評価の実施について」  
(平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)  
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)  
[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和 2 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする。（参考資料 14）

## 第4 感染症の予防対策について

### 1 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和元年12月23日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

### 2 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考6)

○厚生労働省ホームページ

- ・インフルエンザ（総合ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuulenza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuulenza/index.html)

- ・令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和元年度インフルエンザQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuulenza/tokutei-sesshu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuulenza/tokutei-sesshu.html)

○国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

### **3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について**

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考7)

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」  
(令和元年12月19日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：平成30年5月31日)」(厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」  
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」  
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

#### **4 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について**

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応については、社会福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を絶つことが重要である。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（厚労省）P.4（感染経路の遮断）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> や「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.8（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf> 等を活用し、社会福祉施設等での感染対策に努めていただくよう、周知徹底をお願いする。

なお、以下の厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスに関する Q&Aをはじめ、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安、啓発資料、厚生労働省から発出した通知などを随時更新し掲載しているので、こちらで最新の情報を入手するよう御留意いただきたい。

(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続き御協力をお願いしたい。

### 1 福祉貸付事業について

#### （1）令和2年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和2年度予算（案）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定（下記参照）であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。



#### 《貸付条件の改善内容》

##### ① 新規事項

- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算にて対応）

- ・ 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を 95%（施設本体を含む）とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子
- 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - ・ 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上の施設に限る。）、介護老人保健施設及び介護医療院については、貸付利率を基準金利と同率
- まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - ・ 都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））
- 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設
  - ・ 社会福祉法人のほか、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人を融資対象とする
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - ・ 児童養護施設、乳児院（小規模かつ地域分散化を図るための整備に限る。）については、融資率等を優遇（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））

## ② 継続事項

- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
  - ・ 優遇期間を令和 2 年度まで延長（融資率：75～80%、貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%）

## （2）協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成 20 年度から設けているところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長

に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

### (3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和2年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。

## 2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。



各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・ 機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組も実施しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） ([https://www.wam.go.jp/hp/gyousei\\_shien/](https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/))

（参考）機構の経営サポート事業の概要（令和元年度実績・見込み）

### 1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】（機構のホームページに掲載）

- ・ 平成 30 年度福祉・医療施設の建設費について
- ・ 平成 29 年度通所介護事業所の経営状況に関するリサーチレポート
- ・ 平成 29 年度就労系障害福祉サービスの経営状況に関するリサーチレポート
- ・ 平成 29 年度生活介護（障害福祉サービス）の経営状況について
- ・ 平成 29 年度児童系障害福祉サービスの経営状況について
- ・ 平成 30 年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
- ・ 2019 年度介護報酬改定-介護職員等特定処遇改善加算アンケート結果について

- ・ 2019 年度「特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」の結果について
  - ・ 2018 年度特別養護老人ホームの経営状況について
  - ・ 2018 年度医療法人の経営状況について
  - ・ 2018 年度病院の経営状況について
  - ・ 2018 年度介護老人保健施設の経営状況について
  - ・ 2018 年度社会福祉法人の経営状況について など
- ・ 社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的（四半期に 1 度）に公表。病院および医療法人の現場の経営実感を定期的（四半期に 1 度）に調査する「病院経営動向調査」を開始。
  - ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」「保育所・認定こども園」「病院」「介護老人保健施設」「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」の 13 施設・事業、「法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人）」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。ホームページにダイジェスト版を掲載。
  - ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

## 2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の 2 ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載。

## 3. コンサルティング業務

### ① 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

### ② 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

#### 【具体例】

- ・ 社会福祉法人に係る雇用管理の適正化（就業規則・給与規程の統合）支援

・ 社会福祉法人に係る増収戦略立案支援

など

③ 人事給与分析プログラム

・ 機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

④ ガバナンス診断プログラム

・ 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

### 3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

#### (1) 令和2年度予算(案)

274.4 億円(国庫補助額)

#### (2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業(以下「退職手当共済事業」という。)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和元年度分に係る補助金の交付が完了していない道県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和2年度における共済契約者1人当たりの補助単価(都道府県単位金額)については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。



### (3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているところである。

令和2年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については令和2年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが現時点においては令和元年度と同額（44,500円）を予定している。

### (4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

また、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。

## 4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NET事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり、活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)



(参考) WAM NET掲載の主なコンテンツ

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム
- ・ 介護保険最新情報
- ・ イベント・セミナー情報
- ・ 福祉サービス第三者評価情報

## 5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

平成29年度から、助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」と連動した内容に組み替えており、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。



助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー [[https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJosei Lib/](https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/)]）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のNPOリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に相談にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。

# 参 考 资 料